

洲本市下水道事業経費回収率向上に向けたロードマップ

令和7年3月18日策定

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省 事務連絡 令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

洲本市では下水道事業として、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及びコミュニティ・プラント事業を実施しており、下水道事業全体の経費回収率は令和5年度決算時点で84.0%であり、健全な経営と認められる100.0%を大きく下回っています。そのため、経費回収率100.0%を目指すため、使用料改定に関する検討を令和5年度及び令和6年度に実施し、令和8年度からの改定に向けた準備を行っています。

今後も下水道使用料の見直しに関しては、5年に1度の検証を行うものとし、経費回収率100.0%を維持するための使用料収入を確保しつつ、併せて下水道への接続率の向上並びに経費節減等に努めることにより、安定した下水道事業運営を実施します。

本ロードマップは使用料改定に関する検討結果を反映したものであり、令和4年度に改定した経営戦略の追加修正資料として位置づけます。

項目	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略期間												
経営戦略の見直し					○					○		
使用料改定に関する検討												
使用料改定				○					○			
経費回収率	84.0%	83.4%	82.3%	100.0%以上								

※経費回収率は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、及びコミュニティ・プラント事業を一体的な下水道事業として捉えた際の経費回収率です。

※令和6年度分以降は推計値であり、令和8年度以降分は一律30%の使用料改定を実施した場合の推計値となります。

※使用料改定に関する検討結果はこちら (<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/23/26573.html>) でご覧いただけます

※下水道使用料の改定にあたっては、条例の改正が必要であり、そのためには議会の議決が必須となります。